

島根県産品PRフェア（テストマーケティング）in 広島

参加事業者募集要項

島根県では、県内の食品等製造事業者及び伝統工芸品事業者の販路開拓を支援するため、広島市内の大規模商業施設内において、県産品PRフェア（テストマーケティング）を開催します。

つきましては、島根県からの委託により、株式会社メディアスコープ（以下「メディアスコープ」といいます。）が次のとおり出品商品を募集しますので、意欲ある皆さまの応募をお待ちしております。

1 概要

(1) 開催期間 令和3年12月24日（金）～令和4年3月23日（水）

(2) 開催場所

○瀬戸内TRIP（THE OUTLETS HIROSHIMA 内）物販ゾーン（広島市佐伯区石内東4-1-1）

・販売スペース（フェア全体）：180cm×90cmのブース2.5台分

※20事業者程度の参加を見込んでいます。

※瀬戸内TRIPは、中四国各県等の観光情報を発信し、物産を販売する施設です。

<https://www.setouchi-trip.jp/>

※岡山県備中フェアと同時期に開催予定です。

※一部の商品については、エールエールA号館専門店街内（広島市南区松原町9-1）の店舗においても販売します。

・販売スペース：180cm×90cmのブース1台分

2 募集内容等

(1) 応募資格

島根県内に主たる事業所があり、次のいずれかに該当する事業者（個人を含む。）です。

- ①中小企業基本法に定める中小企業者で、食品表示法に基づく加工食品（酒類等の飲料を含む。）を製造する事業者
- ②中小企業基本法に定める中小企業者で、自ら企画し、他者に製造を委託した加工食品（酒類等の飲料を含む。）を販売する事業者
- ③伝統的工芸品を製造する事業協同組合等の構成員
- ④島根県ふるさと伝統工芸品を製造する者
- ⑤島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品を製造する者

(2) 対象商品

島根県産の農林水産品を主原料として製造された商品又は島根県内で製造された商品で、次のいずれかに該当するものとします。

①加工食品（酒類等の飲料を含む。）

- ・常温、冷蔵、冷凍いずれも可能。ただし、原則として賞味期限が3か月以上のものとします。
- ・令和2年4月1日施行の新食品表示制度に対応していることが必要です。
- ・生鮮食品、お米は対象外です。

②工芸品

- (3) 商品数
販売スペースに限りがあるため、1事業者の商品数は10品目以内とします。
なお、参加事業者数及び出品商品数の状況によっては、商品の選考を行う場合があります。
- (4) 販売方法
瀬戸内TRIPのスタッフが販売
- (5) 商品説明用ポップ等
商品説明用ポップ、チラシ（コンパクトなもの）は極力用意し、商品とともに送付してください。
なお、これらを参考に、瀬戸内TRIPで別途ポップ等を作成する場合があります。
送付されたポップ等の返送は可能です。
- (6) 参加事業者による出張販売
可能としますが、(7)の県によるマネキン配置や他の事業者等との調整がありますので、希望がありましたら2週間以上前までにメディアスコープあてお知らせください。
試食販売については新型コロナウイルス感染防止のため不可とされています。なお、感染状況により可能になる場合もありますが、その場合は10日前までに店舗側に実施される方の検便検査証明書の提出が必要です。ただし、個包装のもの試食販売は可能であり、検便検査も不要です。
- (7) 県によるマネキン配置（フェア商品全体について対応）
原則として、土日・祝日にはマネキン配置の予定です。なお、試食販売については(6)と同様の取扱いとなります。
- (8) 今回のフェアに係る取引条件
①委託販売（買取りではありません。）
②販売手数料は、売上額（税抜）の15%（県による支援後の負担）です。
③商品納品・返送については、出品事業者に送料を負担いただきます。
④賞味期限切れに近い商品の取扱いは次のとおりです。
・割引販売について、参加事業者があらかじめ「しない」、「する」のいずれかを指定
・割引販売を「する」場合、割引率は瀬戸内TRIPに一任する。
・売れ残った商品の取扱いは、参加事業者があらかじめ「廃棄」、「返品」のいずれかを指定（廃棄に要する費用は瀬戸内TRIPが負担、返品送料は参加事業者が負担（着払発送））
※瀬戸内TRIPと既に取り引されている事業者もフェアへの参加は可能ですが、既に取り引されている商品についてはその取引条件が継続されることとなります（フェアで新たに取り引する商品については、上記の取引条件となります。）。詳しくは、10の問合せ先にお問い合わせください。

3 商品販売等に関する役割分担

- (1) 商品の配送（参加事業者→瀬戸内TRIP）
- (2) 商品の陳列、棚割（瀬戸内TRIP）
- (3) 接客、商品の販売・補充・廃棄（瀬戸内TRIP）
- (4) 商品の補充分の連絡（瀬戸内TRIP→参加事業者）
- (5) 商品の補充分の配送（参加事業者→瀬戸内TRIP）
- (6) 商品の精算（瀬戸内TRIP→参加事業者）

4 商品発注

発注書により、瀬戸内T R I Pから参加事業者にはF A X又はE-mailにより連絡します。

5 精算

- (1) 瀬戸内T R I Pは、当月分の販売実績を当月末に集計します。
- (2) 瀬戸内T R I Pは、上記(1)の結果を翌月7日までに各参加事業者及び島根県に連絡します。
- (3) 参加事業者は、翌月15日までに瀬戸内T R I Pに当月分の売上額を請求いただきます。
ただし、参加事業者は、当月分の売上額が少ない場合などは、翌月分以降の売上額をまとめて翌々月以降に請求を行うこともできます。(売上額が少ない場合、振込手数料の負担割合が高くなるため)
- (4) 瀬戸内T R I Pは、翌月末日に上記(3)の請求額を参加事業者が予め指定する金融機関の口座に振り込みます(振込手数料は参加事業者負担)。

6 参加費用等

- (1) 参加事業者が負担する費用
 - ①販売手数料(売上額(税抜)の15%)
 - ②商品の精算における振込手数料
 - ③商品・P O P等納品に係る送料(返送含む。)
 - ④参加事業者が出張販売する場合に要する交通費等の諸費用
- (2) 島根県による支援
 - ①本事業のP R (T V、w e bページ、瀬戸内T R I Pのデジタルサイネージ等)
 - ②実施に伴う各種調整
 - ②販売手数料の支援(30%→15%に軽減)
- (3) 瀬戸内T R I Pの業務
 - ①本事業実施に伴う各種調整
 - ②店舗内の標準装飾、備品、什器の貸出し
 - ③商品の販売、補充、整理等の売り場管理
 - ④賞味期限切れ等による商品廃棄費用の負担

7 実施スケジュール

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 11月30日(火)まで | 応募(メディアスコープへ申込。10のとおり) |
| 12月上旬 | 参加事業者向け説明会 |
| 12月中旬 | 商品発送(メディアスコープから発送方法等を連絡します。) |
| 12月24日(金) | 販売開始 |
| (以後随時) | 商品の補充(発送) |
| 3月23日(水) | 販売終了・売れ残り商品の返送 |

8 参加事業者向け説明会

参加事業者の決定後、参加事業者に対して取引条件、商品販売等における役割分担、商品等の発送、精算手続その他注意事項等について説明会を行います。

説明会はオンラインでの実施とし、開催回数は1回としますが、出席できない事業者のために説明会の様子を録画し、後日に確認できるようにします。

説明会については、参加事業者に改めてお知らせします。

9 注意事項

- (1) 島根県及びメディアスコープは、商品及び資材に生じた盗難、紛失、破損等、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。
- (2) 島根県及びメディアスコープは、島根県及びメディアスコープの責に帰すことができない事由による参加事業者と瀬戸内T R I Pのトラブルについて、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 島根県及びメディアスコープは、島根県及びメディアスコープの責に帰すことができない事由によって本事業が中止・中断された場合、これによって参加事業者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (4) 島根県及びメディアスコープは、出品商品等の知的財産に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。参加事業者は、必要に応じて自己責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。
- (5) 開催期間中は、瀬戸内T R I P並びに島根県及びメディアスコープの指示に従っていただきます。
- (6) 今回のフェアに係るアンケート（後日送付）にご協力をお願いします。

10 申込方法

次のとおり申込みをお願いします。

- (1) 申込期限
令和3年11月30日（火）17時まで（必着）
- (2) 申込方法等
参加申込書（別紙）及び売上振込先申出書（別紙）に必要事項を御記入の上、下記申込先あて、E-mailによりお申し込みください。

【お問合せ先・申込先】

島根県産品P Rフェア in 広島事務局

(株)メディアスコープ内

TEL:0852-31-9011 【平日 10:00～17:00】

E-mail:info@shimanetokusanhinfair.com